

# 田尻町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1. 取組目的

- ▶住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解をさらに深めてもらう。
- ▶重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

## 2. 緊急耐震重点区域の設定

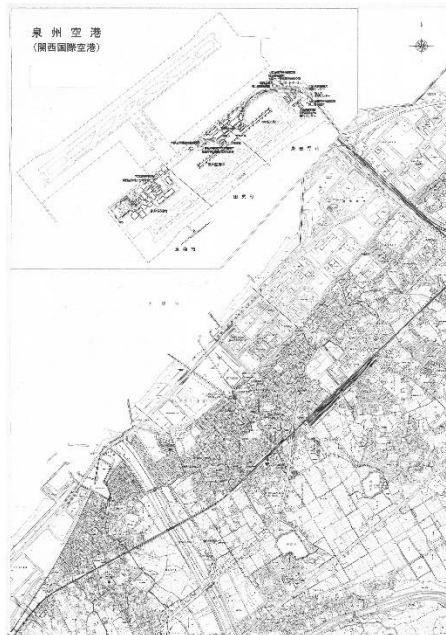
- ▶緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

**緊急耐震重点区域**  
田尻町 全域

### ●対象住宅

- ▶昭和56年5月以前に建築された全ての住宅

個別訪問等  
地 区  
平成31(令和  
元)年度より  
順次実施



## 3. 取組期間

- ▶本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等の適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31(令和元)年度から令和7年度 (7年間)								
	H30	H31(R元)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	➡							
個別訪問等		➡						

## 4. 個別訪問等の実施

- 個別訪問等は、下記のとおり行う。
- ▶DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- ▶リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

## 5. その他の普及啓発活動

- 個別訪問等と併せて、下記の啓発活動を引続き実施していく。
- ▶住宅耐震啓発パンフの配布
- ▶広報紙、ホームページによる周知

## 6. 関係団体との連携

- ▶個別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む

## 7. 実績の公表

- ▶当該年度毎に訪問戸数等・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに町のホームページに公表する。